

平成30年度決算額をベースとした児童（保護者）1人あたりの負担額

児童クラブ運営に係る経費 (職員給与、嘱託職員報酬、減価償却費等を除く)	214,920,584 円
-----------------------------------------	---------------

×50%

÷18,684人 (平成30年4月1日時点の在籍児童数×12か月)



児童1人あたりの負担額 5,751円/月

【参考】近隣市の状況

平成31年4月1日時点

	児童クラブ費	減額制度	免除制度	改定時期
東村山市	5,500 円	2人目以降は3,500 円	生活保護世帯・中国残留邦人等、住民税非課税世帯、就学援助世帯	H13年度から変更なし
小平市	7,000 円	住民税均等割・就学援助受給・ひとり親医療費助成世帯及び同一世帯で2人以上入所は2人目から半額	生活保護世帯、住民税非課税世帯、みなし寡婦	H31年度より5,500円から7,000円へ変更
東久留米市	6,600 円	同一世帯で2人以上入所の家庭は兄弟減免あり(第2子3,300円、第3子以降免除) 市民税均等割のみの家庭は減額(第1子2,200円、第2子1,100円、第3子以降免除)	生活保護世帯、住民税非課税世帯	H28年度から変更なし
清瀬市	5,000 円	同一世帯2人目以降は4割減額 ひとり親世帯1人につき4割の減額	生活保護世帯、住民税非課税世帯	H11年度から変更なし
西東京市	7,000 円	2人目以降は半額	生活保護世帯、住民税非課税世帯、就学援助世帯、寡婦控除をみなし適用して市民税非課税と算定できる世帯、中国残留邦人等	H28年度から変更なし
東大和市	6,000 円	2人目以降は3,500 円	生活保護世帯、生活困窮世帯、住民税非課税世帯	H11年度から変更なし

平成30年度決算額をベースとした児童1人に要する経費

児童クラブ運営に係る総経費

- ・人件費
- ・消耗品費
- ・通信運搬費
- ・委託料
- ・工事請負費など

合計 577,962,196円

÷18,684人 (平成30年4月1日時点の在籍児童数×12か月)



児童1人に要する経費 30,933円/月